

生活対策（抄）

平成20年10月30日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

＜第3の重点分野＞地方の底力の発揮

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、高速道路料金の大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくり、住宅投資・防災強化などを進めるとともに、地方公共団体の支援を行う。

9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

＜具体的施策＞

○道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る

○地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する

○地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する

○景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる